

日商簿記3級 頻出論点だけで合格ライン講座

第5回 / 全7回

決算整理9大論点・関連論点②

固定資産・貯蔵品棚卸・経過勘定・消費税・法人税等の確定(決算整理5～9・
関連論点2・3)

目次

内容	ページ
決算整理5 固定資産の減価償却	4
関連論点2 固定資産の売却	7
決算整理6 貯蔵品棚卸	10
決算整理7 経過勘定	13
関連論点3 経過勘定の再振替仕訳	19
決算整理8 消費税の確定	23
決算整理9 法人税等の確定	26

簿記一巡の流れ(今回の位置づけ)

前回(第4回)は決算整理1～4・関連論点1を扱った。今回は決算整理5～9・関連論点2・3を扱う

簿記の作業	日常生活でたとえると
① 取引が発生する	スーパーで買い物をする
② 仕訳をする(仕訳帳)	メモ帳に日々の出費(日付、買ったもの、金額)を記録する → 取引詳細の記録
③ 総勘定元帳に転記する	出費のメモを、項目(食費・交通費など)ごとに引き出しに入れて集計する → 出費項目ごとの合計金額の記録
④ 決算整理をする	年末に前払い分などを見直して帳尻を合わせる
⑤ 財務諸表(B/S・P/L)を作る	1年間の収支表と財産の一覧表を完成させる



今回扱う決算整理9大論点・関連論点②

決算整理1～4・関連論点1は前回・第4回で学習済み

No	内容
決算整理5	固定資産の減価償却
関連論点2	固定資産の売却
決算整理6	貯蔵品棚卸
決算整理7	経過勘定
関連論点3	経過勘定の再振替仕訳
決算整理8	消費税の確定
決算整理9	法人税等の確定

決算整理5 固定資産の減価償却

減価償却：固定資産の価値の減少分を、毎期費用として計上する手続き

- ー 建物・備品などの固定資産は、使うにつれて価値が減っていく
- ー その減少分を毎期の費用（減価償却費）として計上する

・ **定額法:固定資産の価値が每期同じ金額ずつ減ると考えて、一定額を費用計上する方法**

- ー $(\text{取得原価} - \text{残存価額}) \div \text{耐用年数} = 1\text{年分の減価償却費}$

取得原価=購入時の金額（+ 資本的支出の金額）

残存価額=処分見込み額 耐用年数=使用できる見込み年数



・ **間接法:固定資産の金額は直接減らさず、減価償却累計額(資産のマイナス)に積み立てる**

間接法の仕訳：減価償却費(費用) / 減価償却累計額

・ **注意点：固定資産を期中に取得した場合は、使った月数分だけ月割で費用計上する**

- ー 1年分をまるごと費用にすると、まだ使っていない月の分まで費用計上してしまうため
- ー 計算: $1\text{年分の減価償却費} \times \text{取得後の使用月数} \div 12$

【演習（決算）5】固定資産の減価償却

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

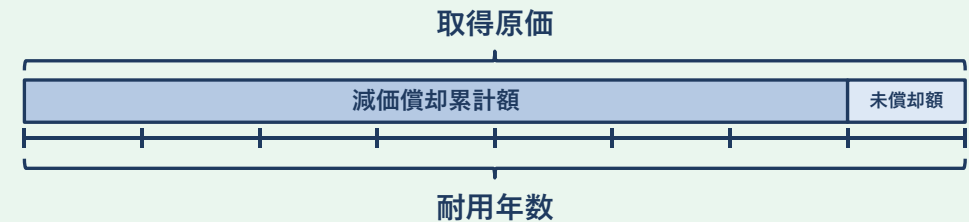
- ①備品(取得原価200,000円、残存価額0円、耐用年数8年)を定額法で償却(間接法)
 - ②備品(取得原価360,000円、残存価額36,000円、耐用年数6年)を当期8/1に取得
(決算日3/31、間接法)
 - ③備品(取得原価500,000円、耐用年数10年、残存価額は取得原価の10%)を償却(間接法)
 - ④備品(取得原価400,000円、耐用年数8年、前期末までに7年分計上済み)の
最終年度の減価償却費を求める(備忘価額1円、間接法)
-
-
-

備忘価額1円:耐用年数到来後もその固定資産が帳簿上から消えないよう、帳簿価額を1円だけ残しておく処理

【演習（決算）5 解答】固定資産の減価償却

借方科目	金額	貸方科目	金額
①減価償却費	25,000	減価償却累計額	25,000
②減価償却費	36,000	減価償却累計額	36,000
③減価償却費	45,000	減価償却累計額	45,000
④減価償却費	49,999	減価償却累計額	49,999

- ・ ①1年分の減価償却費 $= (200,000 - 0) \div 8\text{年} = 25,000$
 - － 間接法なので、備品の金額そのものは減らさず、貸方は減価償却累計額(資産のマイナス)
- ・ ②1年分の減価償却費 $= (360,000 - 36,000) \div 6\text{年} = 54,000$
 - － 使用期間は8月1日～3月31日の8か月 → $54,000 \times 8/12 = 36,000$
- ・ ③残存価額 $= 500,000 \times 10\% = 50,000$
 - － 年間の減価償却費 $= (500,000 - 50,000) \div 10\text{年} = 45,000$
- ・ ④当期の償却額 $= \text{取得原価} 400,000 - \text{既償却額} 350,000 - \text{備忘価額} 1\text{円} = 49,999$
 - － 1年分の償却額 $50,000 = (400,000 - 0) \div 8$
 - － 既償却額 $350,000 = 1\text{年分の償却額} 50,000 \times 7\text{年分}$
 - － 期首時点で未償却の金額 $50,000 = \text{取得原価} 400,000 - 350,000$
 - － 本来であれば、1年分の50,000円を計上すべきところ、備忘価額1円を残す必要がある
 - － 当期の償却額 $49,999 = \text{期首時点で未償却の金額} 50,000 - 1\text{円}$
 - － 理由:帳簿価額を0円にすると、まだ使っている固定資産が帳簿上から消えてしまうため



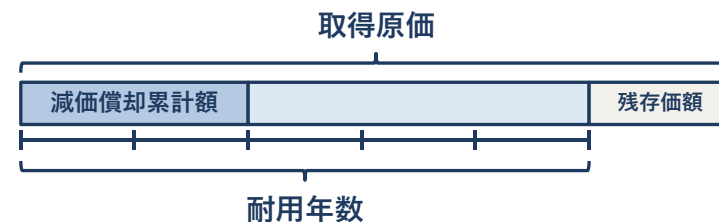
→このうち
1円だけ残す

関連論点2 固定資産の売却

※決算整理仕訳ではないが、償却費の次に扱うと理解しやすいためここで扱う

- ・ 固定資産を売却したときは、帳簿価額と売却額の差額を損益として計上する

- ー 帳簿価額＝取得原価－減価償却累計額
- ー 売却額が帳簿価額を上回れば固定資産売却益(収益)、下回れば固定資産売却損(費用)
- ー なお、代金を後でもらう場合、**未収入金**（資産）を使用する



- ・ 仕訳のポイント:①売却時までの償却費を計上し、②売却仕訳を書く

①償却費計上の仕訳

減価償却費／減価償却累計額

- ー 期首から売却時までの減価償却費を月割計算して計上

②売却の仕訳

減価償却累計額／備品

未収入金

固定資産売却損(差額)

- ー 固定資産がなくなるので、備品(取得原価)と減価償却累計額を取り消す
- ー 対価を受け取るので、対価(今回は未収入金)を増やす
- ー 差額で売却損益を計上する

【演習（関連）2】固定資産の売却

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

- ①備品(取得原価300,000円、耐用年数5年、残存価額0円、間接法)を当期9/30に
140,000円で売却し、代金は後日受け取ることにした
(決算日3/31、期首時点の減価償却累計額は120,000円)
-
-
-
-

期首(4/1)から売却日(9/30)までの当期分の減価償却費も月割で計上すること

【演習（関連）2 解答】固定資産の売却

借方科目	金額	貸方科目	金額
①減価償却累計額	120,000	備品	300,000
減価償却費	30,000		
未収入金	140,000		
固定資産売却損	10,000		

- ・ ①償却費計上:減価償却費30,000／減価償却累計額30,000
- ・ ②売却:減価償却累計額150,000／備品300,000
未収入金140,000
固定資産売却損10,000
- － ①+②を合体すると(累計額:貸方30,000と借方150,000が相殺され差額120,000)、上の仕訳になる
- ・ ①の当期分減価償却費 $= (300,000 \div 5年) \times 6/12 = 30,000$
- ・ ②の帳簿価額 $= 300,000 - 120,000 - 30,000 = 150,000 \rightarrow$ 売却額140,000との差額10,000が売却損

決算整理6 貯蔵品棚卸

貯蔵品：短期的に使用する物品のうち、まだ決算時点で使用していないもの

- ・ 郵便切手を買ったとき:

仕訳：通信費(費用) / 現金

- ー 理由：郵便サービスを受けるための切手代なので、通信費として処理する

- ・ 収入印紙を買ったとき:

仕訳：租税公課(費用) / 現金

- ー 理由:収入印紙は契約書などに貼る「印紙税」という税金の一種なので、租税公課として処理する

- ・ どちらも、通常は1年以内に使用するもののため、買った時点で費用として処理している

- ー 決算日に残っている分は、将来使用することができるため費用にすべきではない

- ー → 貯蔵品(資産)に振り替える

仕訳：貯蔵品 / 通信費・租税公課

【演習（決算）6】貯蔵品棚卸

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

- ①郵便切手4,000円(80円×50枚)を購入し、代金は現金で支払った
 - ②収入印紙6,000円を購入し、代金は現金で支払った
 - ③決算にあたり、未使用の郵便切手2,000円(通信費として処理済み)が判明した
 - ④決算にあたり、未使用の収入印紙3,000円(租税公課として処理済み)が判明した
-
-
-
-

【演習（決算）6 解答】貯蔵品棚卸

借方科目	金額	貸方科目	金額
①通信費	4,000	現金	4,000
②租税公課	6,000	現金	6,000
③貯蔵品	2,000	通信費	2,000
④貯蔵品	3,000	租税公課	3,000

- ・ ①②郵便切手・収入印紙は、買った時点でそれぞれ通信費・租税公課(費用)として処理する
- ・ ③未使用の切手は、まだ郵便サービスを受けていない=費用になっていない分
 - ー → 通信費(費用)から貯蔵品(資産)に振り替える
- ・ ④未使用の印紙も同様に、まだ使っていない=費用になっていない分
 - ー → 租税公課(費用)から貯蔵品(資産)に振り替える

決算整理7 経過勘定

経過勘定：代金の受け払いと、費用・収益が発生する期間のズレを調整する科目の総称

- － 簿記ではサービスを受けた・提供した時に費用・収益を計上するという考え方が基本
- － お金を払った(受け取った)タイミングと、サービスを受けた・提供したタイミングはズレることがある
- － 例:家賃を先払いすると、支払った月と「実際に部屋を使わせてもらう期間」がずれる
- ・ **決算では、このズレを直して「当期分」だけを費用・収益として計上し直す**

決算整理7 経過勘定

来期の費用・収益：費用・収益を取り消し、経過勘定に振り替える

前払費用(資産):次期分の費用を先に払った → まだサービスを受けていない

→ まだ当期の費用ではなく、将来サービスを受ける権利となる



・・・来期2か月分はまだサービスを受けていない→ 当期の費用から除く必要がある

-来期2か月分の保険料を減らし、前払保険料(資産)を計上する

前受収益(負債):次期分の収益を先に受け取った → まだサービスを提供していない

→ まだ当期の収益ではなく、将来サービスを提供する義務となる



・・・来期2か月分はまだサービスを提供していない→ 当期の収益から除く必要がある

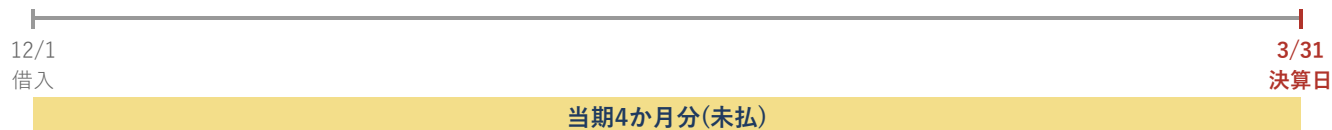
-来期2か月分の家賃を減らし、前受家賃(負債)を計上する

決算整理7 経過勘定

当期の費用・収益：当期分の費用・収益を新たに計上し、経過勘定を計上する

未払費用(負債):当期分の費用がまだ未払い → **すでにサービスは受けている**

→ 当期サービスを受けているため当期の費用で、その分後で払う義務が生じる



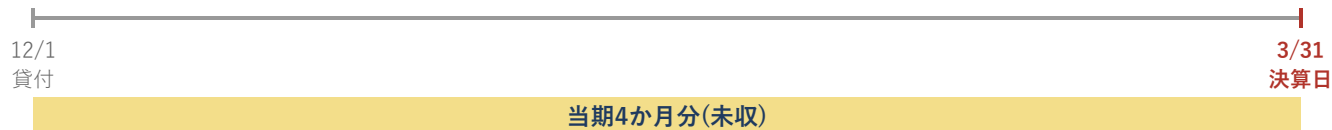
支払利息400／未払利息400

・・・当期4か月分はすでに借りている→ 当期の費用として計上する必要がある

-当期4か月分の利息を費用計上し、あとで支払う義務として未払利息を計上する

未収収益(資産):当期分の収益がまだ未収 → **すでにサービスを提供している**

→ 当期サービスを提供済みのため当期の収益で、その分あとでもらう権利が生じる



未収利息600／受取利息600

・・・当期4か月分はすでに貸している→ 当期の収益として計上する必要がある

-当期4か月分の利息を収益計上し、あとでもらえる権利として未収利息を計上する

【演習（決算）7】経過勘定

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

※決算日は3月31日とする

- ①保険料12,000円(9か月分)を10月1日に支払った。決算整理仕訳を答えなさい
 - ②受取家賃6,000円(9か月分)を10月1日に受け取った。決算整理仕訳を答えなさい
 - ③9月30日に元本200,000円(年利率2%)を借り入れた。決算整理仕訳を答えなさい
 - ④9月30日に元本150,000円(年利率2%)を貸し付けた。決算整理仕訳を答えなさい
-
-
-
-

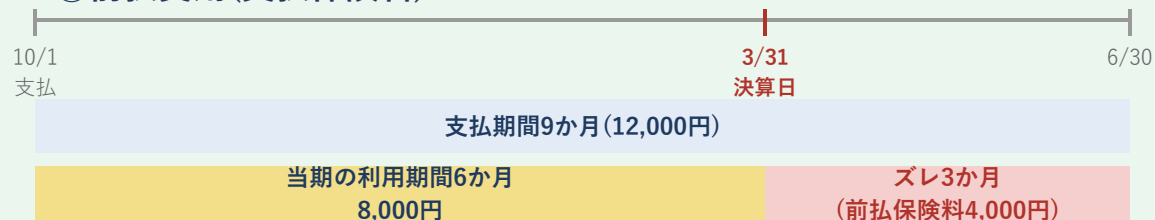
【演習（決算）7 解答】経過勘定

借方科目	金額	貸方科目	金額
①前払保険料	4,000	支払保険料	4,000
②受取家賃	2,000	前受家賃	2,000
③支払利息	2,000	未払利息	2,000
④未収利息	1,500	受取利息	1,500

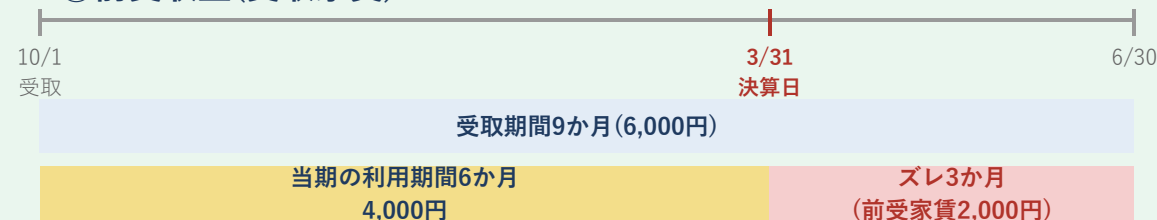
- ・ ①12,000円は9か月分の保険料 → 次期分の3か月分だけを前払保険料に振り替える
 - － 計算: $12,000 \times 3\text{か月} / 9\text{か月} = 4,000\text{円}$
 - － 次期分はまだサービス(保険による保障)を受けていないので、前払保険料(資産)にする
- ・ ②受取家賃6,000円のうち2,000円は次期分 → 前受家賃(負債)として当期の収益から除く
 - － まだ来期分のサービス(部屋を貸すこと)を提供していないのに先に受け取ったお金なので、当期の収益にしない
- ・ ③借入金の利息は当期分だが、まだ支払っていない → 未払利息(負債)を計上して当期の費用にする
 - － 計算: $200,000 \times 2\% \times 6\text{か月} / 12\text{か月} = 2,000\text{円}$
- ・ ④貸付金の利息は当期分だが、まだ受け取っていない → 未収利息(資産)を計上して当期の収益にする
 - － 計算: $150,000 \times 2\% \times 6\text{か月} / 12\text{か月} = 1,500\text{円}$

【演習7 解答】 時系列で整理

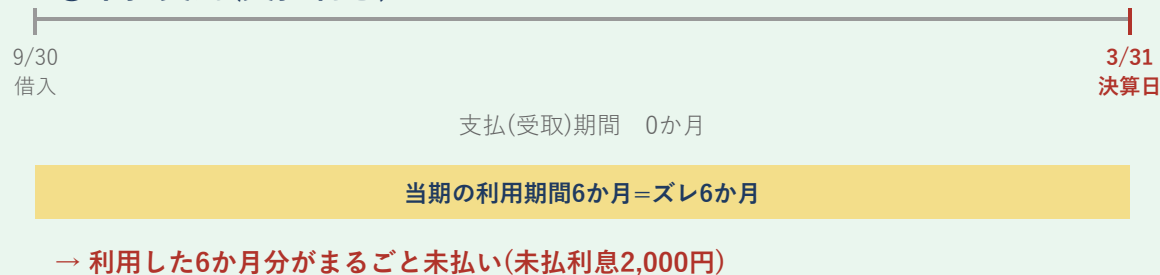
①前払費用(支払保険料)



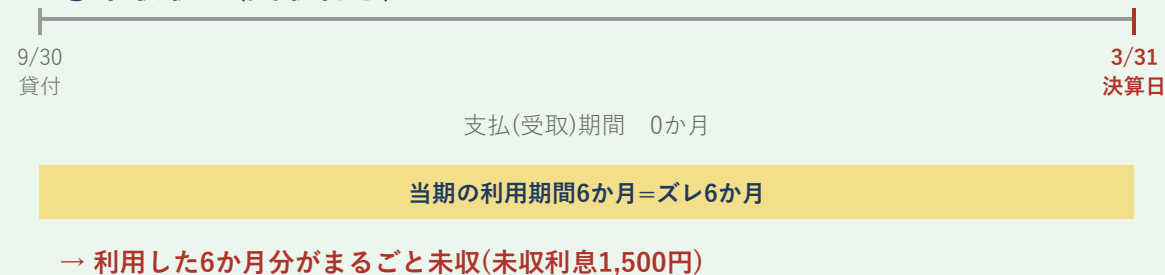
②前受収益(受取家賃)



③未払費用(支払利息)



④未収収益(受取利息)



関連論点3 経過勘定の再振替仕訳

再振替仕訳：期首に、経過勘定の決算整理仕訳と貸借逆の仕訳を行うこと



支払期間3か月(3,000円)

前期1か月分(1,000円)

当期2か月(前払保険料2,000円)

決算整理仕訳(3/31):前払保険料2,000／保険料2,000

再振替仕訳(4/1):保険料2,000／前払保険料2,000

・・・当期の保険料なのに前払保険料に入ったまま → 当期の費用として計上しなおす

-前期の決算で行った仕訳

-当期の保険料として計上するために再振替仕訳を行う



受取期間3か月(3,000円)

前期1か月分(1,000円)

当期2か月(前受家賃2,000円)

決算整理仕訳(3/31):受取家賃2,000／前受家賃2,000

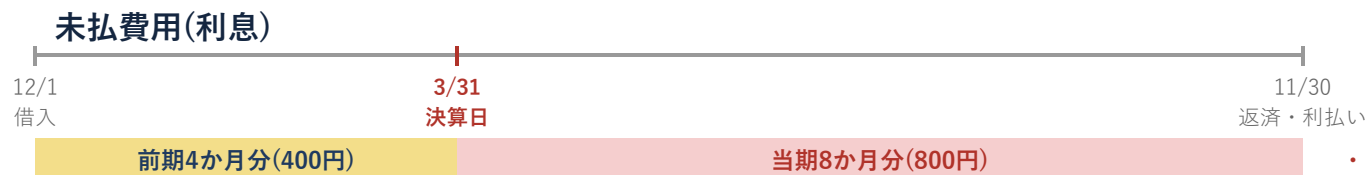
再振替仕訳(4/1):前受家賃2,000／受取家賃2,000

・・・当期の家賃(収益)なのに前受家賃に入ったまま → 当期の収益として計上しなおす

-前期の決算で行った仕訳

-当期の家賃として計上するために再振替仕訳を行う

関連論点3 経過勘定の再振替仕訳



決算整理仕訳(3/31):支払利息400／未払利息400

11/30の仕訳:支払利息1,200／現金1,200

再振替仕訳(4/1):未払利息400／支払利息400

・・・当期8か月借りているので、利息も8か月分のみ計上すべき

-前期の決算で行った仕訳

-11/30(利払日)に1年分の利息1,200円を支払うため、支払利息1,200円が計上される

-再振替仕訳をすることにより前期4か月分の支払利息を消去する

→当期の支払利息はトータルで800円、結果、8か月分の利息が計上されることになる



決算整理仕訳(3/31):未収利息600／受取利息600

11/30の仕訳:現金1,800／受取利息1,800

再振替仕訳(4/1):受取利息600／未収利息600

・・・当期8か月分貸しているので、利息も8か月分のみ計上すべき

-前期の決算で行った仕訳

-11/30(利払日)に1年分の利息1,800円を受け取るため、受取利息1,800円が計上される

-再振替仕訳をすることにより前期4か月分の受取利息を消去する

→当期の受取利息はトータルで1,200円、結果、8か月分の利息が計上されることになる

【演習（関連）3】経過勘定の再振替仕訳

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

- ①決算整理仕訳「前払家賃3,000／支払家賃3,000」の再振替仕訳を答える
 - ②決算整理仕訳「受取利息800／前受利息800」の再振替仕訳を答える
 - ③決算整理仕訳「給料500／未払給料500」の再振替仕訳を答える
 - ④決算整理仕訳「未収手数料1,200／受取手数料1,200」の再振替仕訳を答える
-
-
-
-

【演習（関連）3 解答】経過勘定の再振替仕訳

借方科目	金額	貸方科目	金額
①支払家賃	3,000	前払家賃	3,000
②前受利息	800	受取利息	800
③未払給料	500	給料	500
④受取手数料	1,200	未収手数料	1,200

- ・ ①前払家賃3,000／支払家賃3,000の借方・貸方を入れ替えるだけ:支払家賃3,000／前払家賃3,000
- ・ ②受取利息800／前受利息800の借方・貸方を入れ替えるだけ:前受利息800／受取利息800
- ・ ③給料500／未払給料500の借方・貸方を入れ替えるだけ:未払給料500／給料500
- ・ ④未収手数料1,200／受取手数料1,200の借方・貸方を入れ替えるだけ:受取手数料1,200／未収手数料1,200

決算整理8 消費税の確定

- ・ 仮払消費税(資産)・仮受消費税(負債)は、期中の仕入・売上時にすでに計上している
 - － 発生 of 仕組みは第3回パターン10(消費税)で解説済み
- ・ 決算では、この仮払消費税・仮受消費税をまとめて相殺する
- ・ 仮受消費税は「預かった消費税」、仮払消費税は「支払った消費税」
 - － 仮受消費税=あとで納める義務、仮払消費税=納税額から差し引ける権利
 - － 差額(仮受－仮払)がプラス=まだ納めていない義務が残っている → 未払消費税(負債)として計上する

決算時の仕訳：仮受消費税／仮払消費税 -仮受消費税と仮払消費税を相殺する

未払消費税 -差額が納付額になり、決算の2か月後に納付するため、決算時点では未払消費税を計上する

$$\begin{array}{ccccc} & & \text{消費税の納付額の計算} & & \\ & & \text{預かった消費税} & - & \text{支払った消費税} & = & \text{納付額} \end{array}$$

【演習（決算）8】消費税の確定

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

- ①決算にあたり、仮払消費税80,000円と仮受消費税120,000円を相殺し、
納付額を確定する

【演習（決算）8 解答】消費税の確定

借方科目	金額	貸方科目	金額
①仮受消費税	120,000	仮払消費税	80,000
		未払消費税	40,000

- ・ ①仮受消費税(あとで納める義務)120,000円と仮払消費税(納税額から差し引ける権利)80,000円を相殺する
 - － 差額の40,000円($120,000 - 80,000$)は、まだ納めていない納税義務が残っている分
 - － → 未払消費税(負債)として計上し、後日納付する

決算整理9 法人税等の確定

- ・ 仮払法人税等(資産)は、期中の中間納付ですでに計上している
 - － 発生の仕組みは第3回パターン11(法人税等)で解説済み
- ・ 決算で1年分の利益が確定したら、法人税等の年間の金額(年税額)を計算する
 - － 中間納付していた仮払法人税等を差し引いた残りを、未払法人税等(負債)として計上する

決算時の仕訳：法人税、住民税及び事業税／仮払法人税等 -年税額を法人税住民税および事業税として計上し、中間納付していた仮払法人税等を差し引く

未払法人税等 -差額はまだ払っていない税金。決算の2か月後に納付するため未払法人税等として計上する

決算時の納付額の計算

$$\boxed{\text{確定した年税額}} - \boxed{\text{中間納付額}} = \boxed{\text{納付額(決算時)}}$$

【演習（決算）9】法人税等の確定

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

①決算の結果、法人税等の年税額が300,000円と確定した

中間納付額(仮払法人税等)120,000円を差し引いた残額を未払法人税等として計上する

【演習（決算）9 解答】法人税等の確定

借方科目	金額	貸方科目	金額
①法人税、住民税及び事業税	300,000	仮払法人税等	120,000
		未払法人税等	180,000

- ・ ①年税額300,000円が、今期納めるべき法人税等の全額
 - ー 仮払法人税等120,000円は、中間納付の時点ですでに計上済み(年税額から差し引ける権利)
- ・ 差額の180,000円($300,000 - 120,000$)は、まだ納めていない納税義務が残っている分
 - ー → 未払法人税等(負債)として計上し、決算後に納付する

第5回のまとめ

- ・ 今回、決算整理9大論点のうち決算整理5～9と、関連論点2・3を学習した
 - － 決算整理5 固定資産の減価償却
 - － 関連論点2 固定資産の売却
 - － 決算整理6 貯蔵品棚卸
 - － 決算整理7 経過勘定
 - － 関連論点3 経過勘定の再振替仕訳
 - － 決算整理8 消費税の確定
 - － 決算整理9 法人税等の確定

次回・第6回は「財務諸表の作成」。今回までの決算整理仕訳を、実際の解答用紙の形に落とし込みます。